

仕 様 書

1. 件名

令和8年度東京と岡山県との連携によるフランス市場向けインバウンドプロモーション業務委託

2. 目的

東京都（以下「都」という。）はこれまで、日本各地の地域や自治体等と連携して、海外市場を対象とした観光プロモーション事業を実施してきた。本事業においては、岡山県との連携により、フランス市場を対象として効果的なプロモーションを実施し、旅行地としての岡山県の認知向上を図ることを目的とする。具体的には、被招聘者や現地有力メディアが有する多様な媒体の活用及び、来訪促進キャンペーンの実施を通して、特にアートを切り口として東京と岡山県それぞれの観光の魅力を訴求するとともに、東京から岡山へのアクセスの良さを発信することで、岡山県の認知拡大をはかり、東京との相互送客及び岡山県内の周遊旅行を促進する。

3. 契約期間

令和8年6月16日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5. 対象市場

フランス

6. ターゲット

主なプロモーション対象として、以下に関心・興味のあるターゲット層を想定している。岡山県の観光の魅力を訴求することで、強い関心を喚起し、将来の旅行先の候補になり得る可能性の高いターゲットを設定すること。

- ・ 旅先において、アート・カルチャー体験を重視していること
- ・ 訪日旅行及び外国旅行に関心があること（訪日旅行リピーターを含む）

7. 全体運営

（1） 取組方針

- ・ 対象市場における東京と岡山県に対する旅行地としての認知度、訪問意欲、旅行検討状況及び実際の来訪状況等のデータを元に、ニーズ等を十分調査・分析して、効果的かつ効率的に事業を遂行すること。
- ・ 持続可能な観光の在り方を念頭に置いて事業実施に当たること。
- ・ 都と岡山県双方の観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見をも

って事業を運営すること。

- ・ 本事業における発信内容は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。対象市場の文化、宗教、社会情勢等に十分に配慮し、現地市場に対するPRとして適切であること。

(2) 体制及び運営管理

- ・ 受託者は受託後速やかに詳細な体制・業務フロー図及び年間スケジュールを作成し、財団に提出すること。
- ・ 具体的な業務フローを含む実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。体制・業務フローに変更が生じた際は、迅速に調整に当たるとともに財団に速やかに共有すること。
- ・ 各事業の詳細な年間スケジュールに沿って遅滞なく実施すること。各作業項目の進捗管理表を作成して緻密に進捗を管理し、財団にも適宜事業進捗を共有するとともに、必要となる説明、確認を経て、事業を進行すること。

(3) 連絡調整及び報告

- ・ 進捗状況を綿密に財団に報告すること。
- ・ 事業実施に際して必要となる連携先及び関係先各所への確認・連絡・調整の一切を行うこと。
- ・ 各業務実施完了後及び全事業実施完了後、速やかに報告書を作成し、財団に提出すること。

(4) 使用する素材等の制作・手配及び翻訳について

別紙1「使用する素材等の制作・手配及び翻訳について」に基づいて実施すること。

8. 委託内容

「2.目的」をふまえて、以下を実施すること。岡山県に関しては、特に令和9年秋に開催を予定している「森の芸術祭 晴れの国・岡山」2027（以下「芸術祭」という。）を契機とした観光PRとすること。

- (1) インフルエンサー招聘によるプロモーション
- (2) フランス現地メディアへの記事広告掲載
- (3) 岡山県来訪促進のためのキャンペーン

(1) インフルエンサー招聘によるプロモーション

別紙2「FAM トリップ実施に係る手配について」に基づき、以下の記載を踏まえて、被招聘者の選定及び参加調整、行程の企画・作成及び手配・運営等を行うこと。

ア. 招聘旅行実施時期・日程

- ・ 実施時期：観光に適した気候と事業全体を効果的に進めるためのスケジュールを踏まえて、9月から11月頃を想定しているが、財団に確認の上、取材・視察内容に適した時期において実施すること。

- 取材日程：東京の取材・視察を1日程度、岡山県を3日程度の全体で5泊6日程度の視察行程とし、取材・視察内容に合わせて行程を組むこと。特に岡山県内の移動距離・時間を踏まえて、十分な滞在日数を確保すること。
海外からインフルエンサーを招聘する場合や東京までの国内移動が生じる場合は、必要に応じて視察前後の宿泊を手配すること。

※日程案（参考）

視察日	行程・視察地	宿泊地
—	海外現地発～東京（羽田・成田）着	東京
1日目	東京視察（終日）	東京
2日目	東京視察（半日）→岡山県に移動、視察	岡山県
3日目	岡山県視察（終日）	岡山県
4日目	岡山県視察（終日）	岡山県
5日目	岡山県発～東京経由～海外現地着	—

イ．視察先について

東京都内3～5箇所、岡山県内8箇所程度の観光スポット（イベントやアクティビティを含む）を選定すること。

【東京】

対象市場からの旅行者のニーズやトレンドを踏まえて、秋の観光の魅力を中心に、最新のアート関連施設や伝統的な文化に関する施設等、岡山県の視察先との親和性やバランスの取れた東京ならではの視察先を選定すること。

【岡山県】

岡山県内の芸術祭の開催時期や会場を踏まえて、当該アートイベントのテーマとの関連性や周辺観光への興味・関心を喚起できるような効果的な行程を組むこと。現代アートから日本刀や備前焼をはじめとする伝統工芸まで、アート・カルチャーに関心の高い層が興味・関心を持つ視察先を選定すること。

ウ．被招聘者について

(ア) 人数：インフルエンサー1名以上

招聘時の国内外の居住地は問わない。本事業目的を踏まえて、対象市場における発信力・影響力の高い被招聘者を選定すること。

(イ) 所有するアカウント*におけるフォロワー数の合計が10万人以上であり、投稿のエンゲージメント率が高いこと。本事業の目的を踏まえた情報発信が可能であること。特に、アート・カルチャーのカテゴリにおいて、発信力の高いアカウントを所有していることが望ましい。

*Instagram, Facebook, YouTube等を想定。TikTokは含めないこと。

(ウ) 本事業における計6回以上の発信が可能であること。発信回数については、岡山県に関する比重を大きくすること。

(エ) 本事業の主旨を正しく理解し、招聘旅行中の視察・取材先施設や周辺に配慮し、投稿内容の確認を含む準備、投稿後の報告、FAMトリップ終了時のアンケート回答まで対応できること。

- (o) 財団、都及び各連携先自治体が行う広報活動において、プロフィール、顔写真、招聘旅行中撮影した写真等の情報公開を承諾していること。
- (k) 旅行者目線での発信を行い、閲覧者に旅行意欲の喚起や具体的な旅行行動を促進できるような影響力・発信力を有すること。

エ. インフルエンサーによる情報発信

- (ア) 被招聘者の SNS アカウントやブログ等により、対象市場及びターゲット層に効果的且つ計画的に情報発信すること。
- (イ) 発信回数は 6 回以上とする。
- (ウ) 発信内容には芸術祭の開催前における認知拡大に効果的な内容が含まれることが望ましい。
- (エ) トrendを踏まえて、動画による投稿やライブ配信等も可とする。ショート動画、短文の投稿のみならず、映像やブログといった情報量が多く、各訪問先の情報や魅力を十分に伝えられる方法を併用できると尚良い。
- (オ) 財団、都及び岡山県の指定するハッシュタグ等によるメンションまたはタグ付けを行うこと。また、拡散効果が高いと思われるハッシュタグを活用すること。
- (カ) ステルスマーケティングにならないように対策をとること。
- (キ) 使用する画像等に映り込む個々人のプライバシーや BGM を含む著作権に配慮して、投稿を作成すること。

オ. 被招聘者に対するアンケートの実施

- (ア) 招聘者に対してフランス語によるスマートフォン及び PC で回答可能なオンラインアンケートを実施し、回答を日本語に翻訳して、FAM トリップ実施後 2 週間後（目途）に財団へ提出すること。FAM トリップ実施中にも回答の入力が可能で、保存機能があることが望ましい。
- (イ) FAM トリップ全体及び各訪問先に関する評価やコメント等を得て、各施設や都・岡山県が今後の PR や運営に活かすことのできる質問項目や回答・評価方法とすること。
- (ウ) 被招聘者からすべての質問項目について回答を得ること。

(2) フランス現地メディアへの記事広告掲載

対象市場において知名度が高く影響力のある大手メディアや、本事業目的に則った効果的な発信が期待できるアート専門誌等と連携し、以下の記載を踏まえて、東京及び岡山県の観光の魅力を発信する記事広告の制作・掲載を行うこと。

ア. 目的

東京と岡山県の対照性や親和性を活かして、魅力的な記事を企画・構成・制作すること。特に、旅行地としての岡山県のアート・カルチャーに関する魅力を効果的に訴求し、認知向上を図ること。

イ. 概要

- (ア) 掲出は 1 媒体以上で、最適な媒体数を提案すること。
- (イ) 紙媒体、オンライン等、本事業目的を踏まえて最適な媒体及び掲載方法を選定

すること。オンライン記事は、誘導広告や SNS を活用し、閲覧促進を図ること。

(ウ) 対象市場の旅行動向を踏まえて、適切な時期に記事を掲載すること。

ウ. 言語

各媒体における使用言語（フランス語を想定）

エ. 運用・校正等

(ア) 出稿する記事の掲載期間及び年間スケジュール、記事のテーマや構成案を事前に提示し、財団、都、岡山県に説明・報告すること。

(イ) 記事内容については、財団及び都、岡山県に余裕を持ったスケジュールで提出し、確認を取る。その際には、日本語に翻訳した要約も合わせて提出すること。

(ウ) 原稿（記事面、イラスト、写真、動画等）の校正は、財団及び連携先に確認した上で、受注者の責任において校了とすること。校正時や校了後に誤り、要訂正箇所等が見つかった場合は、受注者の責任において速やかに訂正すること。

オ. その他

(ア) オンライン記事を掲載する場合、当該メディアのサイト内において閲覧されやすい場所に掲載すること。サイト内動線やユーザーのサイト内回遊傾向を踏まえて、トップページや適切なメニュー配下等、できる限り最適な位置への掲載を媒体側と交渉すること。また、オンライン広告の配信等により、効果的な閲覧促進をはかること。

(イ) 記事広告に連動し SNS を含む多様なメディアを活用して効果的な情報発信が可能であることが望ましい。SNS で発信する場合には、財団、都及び岡山県が指定するハッシュタグやタグ付け等を活用し、効果的な発信を行うこと。また、ステルスマーケティングにならないように対策をとること。

(ウ) 東京及び岡山県の魅力が対象市場に伝わるよう、効果的な写真をバランスよく盛り込み、ユーザーフレンドリーなデザインにすること。

(エ) 対象市場及びターゲット層の旅行トレンドや嗜好に即した記事・画像コンテンツを用いて、制作すること。

(3) 岡山県来訪促進のためのキャンペーン

ア. 目的

参加型のキャンペーン施策により、将来的な芸術祭開催期間中の岡山県への送客を促すとともに、岡山県内におけるテーマ性・ストーリー性のある周遊観光を促進する。また、岡山県内で体験可能なアート・カルチャー・地域資源を活用した観光コンテンツの認知向上を図り、来訪意欲の喚起につなげる。

イ. 実施内容

(ア) キャンペーン企画・運営

- ① キャンペーンはオンラインでの実施を基本とし、岡山県内で利用可能な体験型コンテンツを景品として設定する等、フランス在住者を主な対象とし、かつ、東京・岡山県双方への来訪及び周遊観光の促進につながる

内容とすること。なお、景品数は岡山県の比重を大きくすること。

- ② キャンペーン形式については以下のいずれか、または両方を組み合わせた手法を提案すること。
 - ・抽選型キャンペーン（応募者の中から当選者を決定）
 - ・条件達成型キャンペーン（指定条件を満たすことで応募可能）
- ③ キャンペーンのためのオンラインページ（LP）を制作する場合、ドメイン取得費用等が生じる場合は委託費にその全てを含めること。使用するドメインは財団と協議の上決定すること。必ずしもオンラインページ（LP）を独自に作成する必要はないが、実施目的を踏まえて効果的な方法をとること。
- ④ 景品表示法及び対象市場も含む関連法令を遵守すること。

(イ) 他事業との連動

「8.（1）インフルエンサー招聘によるプロモーション」及び「8.（2）フランス現地メディア記事広告掲載について」において実施予定の情報発信や記事広告と連動させることにより、SNS 投稿や記事広告からキャンペーン誘導及び PR 効果を高めることが望ましい。

(ウ) 景品の企画・手配

- ① 東京及び岡山県内で利用可能な体験型コンテンツや施設の利用券、魅力訴求につながるグッズ等を景品として手配すること。なお、景品内容はターゲット層の関心や芸術祭との親和性を考慮して提案すること。
- ② 最終的な景品内容は財団に確認の上決定すること。
- ③ 景品の購入・手配、当選者への連絡調整等についても本委託費内において実施すること。
- ④ 景品手配にあたっては、極力、個人情報を取得せずに実施できることが望ましい。万が一、応募者等の個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守するとともに、誤送付、誤送信、漏えい等が生じないように、取扱いには十分注意し、適切な管理を行い、財団に事前確認を仰ぐこと。

ウ. 実施時期・期間

芸術祭の開催期間中の来訪促進も見据えて、最適なキャンペーン実施時期及び期間を提案すること。ただし、景品手配を含め、遅くとも令和9年1月中を目途に完了させること。本事業における被招聘者による SNS 投稿や記事広告と連動したスケジュール設計とすることが望ましい。

エ. 参加促進及び告知

キャンペーンの参加促進及び認知拡大のため、効果的な告知を行うこと。

オ. その他

- ・応募方法、景品内容、当選者数等については、実現可能かつ効果的な内容とすること。
- ・個人情報の取得及び管理については、関係法令を遵守し適切に取り扱うこと。

(4) 効果測定及び報告

ア. インフルエンサー招聘によるプロモーションに関する報告

(ア) 被招聘者の情報、行程、手配関連及び招聘旅行実施中の様子のわかる写真、「8.

(1) オ」により実施したアンケート結果等を取りまとめて報告すること。

(イ) 被招聘者の情報発信の報告

① 情報発信における適切な KPI を設定し、進捗状況を適宜報告すること。

② SNS 投稿後から一定期間、リーチ数、いいね数、シェア数、コメント数及び特徴的な内容、エンゲージメント数・率等各媒体の特性に応じた数値等をまとめて情報発信結果を報告すること。報告期間については、別途財団に確認することとする。

イ. フランス現地メディア記事広告掲載について

以下の記載を踏まえて、適切な KPI を設定し、達成のために有効な施策を講じること。

達成に向けた進捗状況を管理し、定期的に財団に報告すること。

- ・ 記事広告に関する KPI 設定及び閲覧状況の管理

PV 数、閲覧者数、滞在（閲覧）時間、閲覧者属性や流入経路・サイト内検索・回遊状況等

- ・ 広告配信に関する KPI 設定

表示回数、クリック数、誘導先における滞在（閲覧）時間等

ウ. 岡山県来訪促進のためのキャンペーン（CP）

適切な KPI を設定の上、進捗及び達成状況を適宜報告するとともに広告配信プランの調整やコンテンツ等の改善を図ること。

9. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

10. 秘密の保持

受託者は、「9.第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「9.第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」（※1）第14に定めるところによる。

（※1）https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

12. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1 3. 個人情報の保護等

- (1) 「公益財団法人東京観光財団個人情報取扱要領」(*2)を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」(*3)に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行に当たり「9.第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

(*2) https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

(*3) https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyoshu_20260130.docx

本業務委託で取り扱う個人情報は以下を想定している。

ア.「8. 委託内容 (1) 及び (3)」で財団が受託者に提供する各連携先自治体担当者の情報(所属、氏名、連絡先等)及び、受託者が収集する取材先関係者、招聘旅行参加者、キャンペーン応募者等の情報(所属・役職・氏名・連絡先、住所等)

イ. 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IP アドレスや Cookie 等)も同様に個人情報とみなす。

- (2) 公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」(*4) 及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(前述*1)に定められた事項を遵守すること。

(*4) https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

また、「9.第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者(あるいは今後取得予定である事業者)であることが望ましい。

ア. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア. 当財団職員を含め、本委託業務の遂行に当たる関係者の氏名/メールアドレスなど

イ. 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IP アドレスや Cookie など)も同様に留意すること。

1 4. 完了報告

- (1) 委託完了届

財団所定の「委託完了届」を提出すること。

- (2) 報告書

ア. 事業全体の報告書データ

A4 版、横書きカラーで作成の上、電子データで納品すること。

イ. 制作したクリエイティブデータ

- ウ. イ.の制作データの二次使用が可能な場合は、関連情報を整理したリスト
- エ. 掲出された記事広告等全てのクリッピングデータ

1 5. 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

なお、事業費の一部は、各自治体等から直接受託者へ支払う場合がある。その際、自治体等の担当者と直接、連絡・調整を行い、必要に応じて指定の書類等（見積書・委託完了届等）を作成の上、精算処理を速やかに行うこと。

1 6. その他

- (1) 一部但し書きのある費用を除いて、本事業に係る全ての費用を委託料に含むこととする。
- (2) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (4) 本仕様書に定める委託内容の履行に当たっては、財団、都及び岡山県と協議し、その同意の上で進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部観光事業課 電 話：03-5579-2683
